本号で公布された法令のあらまし

◇**生活困窮者自立支援法施行令及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第二一号）（厚生労働省）

一　生活困窮者自立支援法施行令の一部改正関係（第一条関係）

子どもの学習・生活支援事業が生活困窮者自立支援法第三条第七項に規定されたことに伴い、市等又は都道府県が行う当該事業に対する国の補助の額を定めることとした。

二　国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係（第二条関係）

児童扶養手当の支給制限の適用期間がその年の一一月から翌年の一〇月までとされたことに伴い、経過措置の適用時期を変更することとした。

三　施行期日

この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

政　令

生活困窮者自立支援法施行令及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十一号

生活困窮者自立支援法施行令及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（生活困窮者自立支援法施行令の一部改正）

第一条　生活困窮者自立支援法施行令（平成二十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「法第七条第二項第二号及び第三号に掲げる事業並びに」を「法第三条第七項に規定する子どもの学習・生活支援事業、法第七条第二項第三号に掲げる事業及び」に改める。

（国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「八月」を「十一月」に、「七月」を「十月」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第十号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月八日

厚生労働大臣　根本　匠

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（減算対象保険者の基準）	（減算対象保険者の基準）
第四十条の三　算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、当該年度の前年度における調整後特定健康診査実施率に同年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の八十二以上であることとする。	**第四十条の三**　算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、当該年度の前年度における調整後特定健康診査実施率に同年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の七十四以上であることとする。
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。